# 2024年度版 須坂市 ごみ・資源物の分け方・出し方 Ⓕ

分別に関する詳細はＨＰをご確認ください。https://www.city.suzaka.nagano.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi/gomidashi/bunbetsu/search.html

## 水曜日（資源物など）

### 缶

- 缶、ペットボトルは軽く水洗いしてから出してください。
- 缶詰のフタや、ボトル缶のフタも缶と一緒に出せます。
- アルミ缶とスチール缶を分ける必要はありません。
- 塗料や燃料が入っていた缶や一斗缶、スプレー缶(穴を開ける)は不燃ごみです。
- ペットボトルはキャップとラベルを取り外してから出してください。キャップとラベルはプラスチック製容器包装へ。
- ペットボトルの口元のリングは外す必要はありません。

### ペットボトル

### 古紙

- 上図の①～④に分別してください。
- 必ず紙製のひもで縛ってください。
- ③雑誌・雑紙・その他の紙は紙袋に入れて出すことができます。紙製以外の取っ手は外してください。

※リサイクルできない紙
➡可燃ごみへ
カーボン紙、写真、感熱紙(レシートなど)、防水加工された紙、圧着はがき、かばんや靴などの詰め物、汚れた紙など

### びん

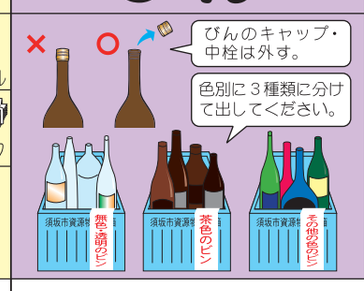


- びんは色別に３種類に分別してください。
- **びんはキャップと紙以外のラベルは取り外し、軽く水洗いしてから出してください。**
- 白色・乳白色のびんは不燃ごみです。
- びんについている金属製のフタは不燃ごみです。
- 茶色の一升びん・ビールびんは販売店へ返却するか、地域・学校・育成会等の集団資源回収に出してください。
- 廃食用油は１ℓ～２ℓのペットボトルに入れ、キャップをしっかり締めてから出してください。
- 廃食用油は植物性油に限ります。機械油などは絶対に混入しないでください。

### 廃食用油

### 不燃ごみ

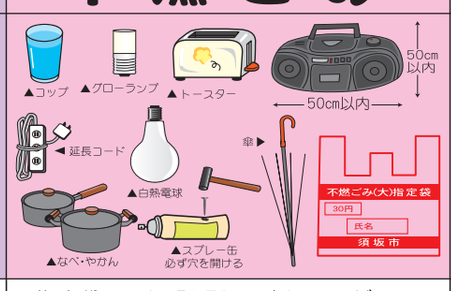


- 指定袋に入れ、記名して出してください。
- 一辺が50cmより大きいものは粗大ごみです。
- 電池が取り出せるものは必ず電池を抜いて出してください。
- スプレー缶は使い切り、風通しの良いところで穴をあけてから出してください。
- 家電リサイクル法対象品、パソコンは出せません。最下段記載の市役所前拠点回収をご利用ください。
- 刃物や割れたガラスなどは新聞紙等で包み、「刃物」・「割れもの」等と書いて出してください。

### 乾電池

### 体温計

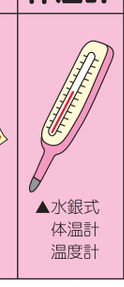


### 使い捨てライター

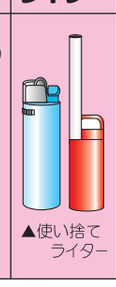


- 乾電池・水銀使用の体温計及び温度計・使い捨てライター（点火棒含む）はそれぞれを指定袋以外のナイロン袋などに入れ、不燃ごみの日に出してください。（証紙シールは必要ありません）
- デジタル表示の体温計・温度計は水銀不使用ですので不燃ごみで出してください。
- 使い捨てライター（点火棒含む）は必ず使い切って出してください。
- ボタン電池・コイン電池や充電式電池（ニカド電池・リチウムイオン電池など）は市役所で回収しています。

### 蛍光管

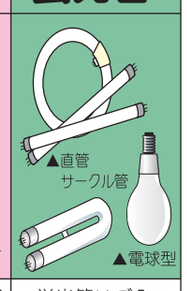


- 蛍光管はごみステーションに出せません。各町の粗大ごみの日に出すか下記エコサポートすざか・日野地域公民館へ。清掃センターでも受入可。
- 事業所から出た物は回収できません。
- 白熱電球・グローランプ・LEDは不燃ごみです。

## 金曜日

### プラスチック製容器包装

- 指定袋に入れ、記名して出してください。
- プラ マークのないプラスチック製品は可燃ごみです。(タッパー・ボウル・プランターなど)
- 中身を使い切って、汚れを落としてから出してください。
- レジ袋は中に何も入れず、そのまま指定袋へ。
- ごみステーションに建物がない場合は強風に飛ばされないようにご注意ください。

## 月・木曜日

### 可燃ごみ

- 指定袋に入れ、記名して出してください。
- 一辺が50cmより大きいものは粗大ごみです。
- 旧指定袋を使用する際は証紙シールが必要です。(大…30円・小…15円)
- 剪定枝など50cm以下で指定袋に入らない物を出す際は30円分の証紙シールを貼り付けて袋等に入れず出してください。(布団はサイズ不問)
- **可燃ごみの大半は生ごみです。ご自宅でのたい肥化や、水切りにご協力ください。**

## 証紙シールについて

- 証紙シールは可燃・不燃共通です。
- 旧指定袋でごみを出すとき(30円または15円)、50cmを超えない大きさで袋に入らない物を出すとき(30円)に証紙シールが必要となります。

- 年１回の町別粗大ごみ収集で使用します。
- 粗大ごみ１点に付き１枚のシールが必要です。

○左の３種類の証紙シールは市役所生活環境課や市内のコンビニ・スーパー・薬局・ホームセンターなどで販売しています。

### 2024年6月分　カレンダー

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6月 | 3 可燃ごみ | 4 ＊ | 5 缶 ペットボトル | 6 可燃ごみ | 7 プラ容器 | 8 ＊ | 9 ＊ | 10 可燃ごみ | 11 ＊ | 12 古紙 | 13 可燃ごみ | 14 プラ容器 |
| | 17 可燃ごみ | 18 ＊ | 19 不燃ごみ | 20 可燃ごみ | 21 プラ容器 | 22 ＊ | 23 ＊ | 24 可燃ごみ | 25 ＊ | 26 びん 廃食用油 | 27 可燃ごみ | 28 プラ容器 |

## 資源物回収場所

■エコサポートすざか……毎月第１・第３週 土・日（旧上高井郡役所内）（AM9:30～AM11:30）
〔びん・缶・ペットボトル・古紙・廃食用油・陶磁器の食器・蛍光管・乾電池〕

■日野地域公民館……毎週火・木（AM9:00～AM11:00）
〔びん・缶・ペットボトル・古紙・陶磁器の食器・蛍光管〕

※祝祭日やゴールデンウイーク、お盆、年末年始など、お休みになる日があります。

**指定された以外の袋（米袋やビニール袋など）やダンボール等に入れて出されたものは、証紙シールの有無に関わらず、収集しません。**

## 穀町・上町・本上町・上中町・東横町・立町・高梨町　2024年7月～2025年6月『可燃ごみ・不燃ごみ・資源物』収集日カレンダー

**ごみ・資源物は午前8時までに出してください。**

### 2024年7月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7月 | 1 可燃ごみ | 2 ＊ | 3 缶 ペットボトル | 4 可燃ごみ | 5 プラ容器 |
| | 8 可燃ごみ | 9 ＊ | 10 古紙 | 11 可燃ごみ | 12 プラ容器 |
| | ⑮ 可燃ごみ | 16 ＊ | 17 不燃ごみ | 18 可燃ごみ | 19 プラ容器 |
| | 22 可燃ごみ | 23 ＊ | 24 びん 廃食用油 | 25 可燃ごみ | 26 プラ容器 |
| | 29 可燃ごみ | 30 ＊ | 31 缶 ペットボトル | | |

### 2024年8月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8月 | | | | 1 可燃ごみ | 2 プラ容器 |
| | 5 可燃ごみ | 6 ＊ | 7 古紙 | 8 可燃ごみ | 9 プラ容器 |
| | ⑫ 可燃ごみ | 13 ＊ | 14 不燃ごみ | 15 可燃ごみ | 16 プラ容器 |
| | 19 可燃ごみ | 20 ＊ | 21 びん 廃食用油 | 22 可燃ごみ | 23 プラ容器 |
| | 26 可燃ごみ | 27 ＊ | 28 缶 ペットボトル | 29 可燃ごみ | 30 プラ容器 |

### 2024年9月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9月 | 2 可燃ごみ | 3 ＊ | 4 古紙 | 5 可燃ごみ | 6 プラ容器 |
| | 9 可燃ごみ | 10 ＊ | 11 不燃ごみ | 12 可燃ごみ | 13 プラ容器 |
| | ⑯ 可燃ごみ | 17 ＊ | 18 びん 廃食用油 | 19 可燃ごみ | 20 プラ容器 |
| | ㉓ ＊ | 24 ＊ | 25 缶 ペットボトル | 26 可燃ごみ | 27 プラ容器 |
| | 30 可燃ごみ | | | | |

### 2024年10月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | | 1 ＊ | 2 古紙 | 3 可燃ごみ | 4 プラ容器 |
| | 7 可燃ごみ | 8 ＊ | 9 不燃ごみ | 10 可燃ごみ | 11 プラ容器 |
| | ⑭ 可燃ごみ | 15 ＊ | 16 びん 廃食用油 | 17 可燃ごみ | 18 プラ容器 |
| | 21 可燃ごみ | 22 ＊ | 23 缶 ペットボトル | 24 可燃ごみ | 25 プラ容器 |
| | 28 可燃ごみ | 29 ＊ | 30 古紙 | 31 可燃ごみ | |

### 2024年11月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 11月 | | | | | 1 プラ容器 |
| | ④ ＊ | 5 ＊ | 6 不燃ごみ | 7 可燃ごみ | 8 プラ容器 |
| | 11 可燃ごみ | 12 ＊ | 13 びん 廃食用油 | 14 可燃ごみ | 15 プラ容器 |
| | 18 可燃ごみ | 19 ＊ | 20 缶 ペットボトル | 21 可燃ごみ | 22 プラ容器 |
| | 25 可燃ごみ | 26 ＊ | 27 古紙 | 28 可燃ごみ | 29 プラ容器 |

### 2024年12月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 12月 | 2 可燃ごみ | 3 ＊ | 4 不燃ごみ | 5 可燃ごみ | 6 プラ容器 |
| | 9 可燃ごみ | 10 ＊ | 11 びん 廃食用油 | 12 可燃ごみ | 13 プラ容器 |
| | 16 可燃ごみ | 17 ＊ | 18 缶 ペットボトル | 19 可燃ごみ | 20 プラ容器 |
| | 23 可燃ごみ | 24 ＊ | 25 古紙 | 26 可燃ごみ | 27 プラ容器 |
| | 30 可燃ごみ | 31 ＊ | | | |

### 2025年1月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1月 | | | ① ＊ | ② ＊ | ③ ＊ |
| | 6 可燃ごみ | 7 ＊ | 8 不燃ごみ | 9 可燃ごみ | 10 プラ容器 |
| | ⑬ 可燃ごみ | 14 ＊ | 15 びん 廃食用油 | 16 可燃ごみ | 17 プラ容器 |
| | 20 可燃ごみ | 21 ＊ | 22 缶 ペットボトル | 23 可燃ごみ | 24 プラ容器 |
| | 27 可燃ごみ | 28 ＊ | 29 古紙 | 30 可燃ごみ | 31 プラ容器 |

### 2025年2月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2月 | 3 可燃ごみ | 4 ＊ | 5 不燃ごみ | 6 可燃ごみ | 7 プラ容器 |
| | 10 可燃ごみ | ⑪ ＊ | 12 びん 廃食用油 | 13 可燃ごみ | 14 プラ容器 |
| | 17 可燃ごみ | 18 ＊ | 19 缶 ペットボトル | 20 可燃ごみ | 21 プラ容器 |
| | ㉔ 可燃ごみ | 25 ＊ | 26 古紙 | 27 可燃ごみ | 28 プラ容器 |
| | | | | | |

### 2025年3月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 3月 | 3 可燃ごみ | 4 ＊ | 5 不燃ごみ | 6 可燃ごみ | 7 プラ容器 |
| | 10 可燃ごみ | 11 ＊ | 12 びん 廃食用油 | 13 可燃ごみ | 14 プラ容器 |
| | 17 可燃ごみ | 18 ＊ | 19 缶 ペットボトル | ⑳ 可燃ごみ | 21 プラ容器 |
| | 24 可燃ごみ | 25 ＊ | 26 古紙 | 27 可燃ごみ | 28 プラ容器 |
| | 31 可燃ごみ | | | | |

### 2025年4月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | | 1 ＊ | 2 不燃ごみ | 3 可燃ごみ | 4 プラ容器 |
| | 7 可燃ごみ | 8 ＊ | 9 びん 廃食用油 | 10 可燃ごみ | 11 プラ容器 |
| | 14 可燃ごみ | 15 ＊ | 16 缶 ペットボトル | 17 可燃ごみ | 18 プラ容器 |
| | 21 可燃ごみ | 22 ＊ | 23 古紙 | 24 可燃ごみ | 25 プラ容器 |
| | 28 可燃ごみ | ㉙ ＊ | 30 不燃ごみ | | |

### 2025年5月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 5月 | | | | 1 可燃ごみ | 2 プラ容器 |
| | ⑤ ＊ | ⑥ ＊ | 7 びん 廃食用油 | 8 可燃ごみ | 9 プラ容器 |
| | 12 可燃ごみ | 13 ＊ | 14 缶 ペットボトル | 15 可燃ごみ | 16 プラ容器 |
| | 19 可燃ごみ | 20 ＊ | 21 古紙 | 22 可燃ごみ | 23 プラ容器 |
| | 26 可燃ごみ | 27 ＊ | 28 不燃ごみ | 29 可燃ごみ | 30 プラ容器 |

### 2025年6月

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 6月 | 2 可燃ごみ | 3 ＊ | 4 びん 廃食用油 | 5 可燃ごみ | 6 プラ容器 |
| | 9 可燃ごみ | 10 ＊ | 11 缶 ペットボトル | 12 可燃ごみ | 13 プラ容器 |
| | 16 可燃ごみ | 17 ＊ | 18 古紙 | 19 可燃ごみ | 20 プラ容器 |
| | 23 可燃ごみ | 24 ＊ | 25 不燃ごみ | 26 可燃ごみ | 27 プラ容器 |
| | 30 可燃ごみ | | | | |

## 市役所前資源物拠点回収

2024年 7／27(土) 11／16(土)　2025年 3／15(土) 5／17(土)

○ 場所…須坂市役所庁舎前駐車場　○ 時間…午前９：00～正午

**無料**
- 古布
- 陶磁器（食器類）
- プラスチック製品
- 小型家電品

**有料**
- 家電リサイクル法対象品 ― テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
- タイヤ ― 16インチ以上　１本　620円／15インチ以下　１本　520円

| | | |
|---|---|---|
| 古布 | 対象品○ | 毛布、シーツ、タオル、衣類全般（下記のものを除く） |
| | 対象外× | 学生服、スーツ、毛糸類、着物、防寒着、布団など |
| 陶磁器(食器類) | 対象品○ | 汚れていないもの。※食器に限ります。 |
| | 対象外× | 食器以外のもの。置物・灰皿・花瓶・ガラス製品・土鍋など |
| プラスチック製品 | 対象品○ | 洗面器・バケツ・タッパ類・ボウル・かご・ごみ箱・プランター・衣装ケース・漬物用たる・ポリタンクなど |
| | 対象外× | プラ マークのあるもの。汚れているもの。 |
| 小型家電品 | 対象品○ | 電気・電池で動く小型家電製品。パソコン、携帯電話、電子レンジ、ドライヤーなど |
| | 対象外× | こたつ・電気毛布・マッサージチェアなど大きなもの |

**市で処理できないもの**
コンクリート製品、消火器、タイヤ、自動車部品、農薬、農機具、ガソリン類、塗料、ガスボンベ、バッテリー、建築廃材、ピアノ、注射針、漬物石、バイク、家電リサイクル法対象品、マッサージチェア、石膏ボード、太陽光パネル など

### ◆引っ越しなどで家庭から大量に出るごみは以下の施設に直接搬入することができます◆

| | 種類 | 搬入先 | 受入時間 | 処理料金 |
|---|---|---|---|---|
| ごみの直接搬入先（有料） | 可燃ごみ | ながの環境エネルギーセンター<br>長野市松岡二丁目27番１号<br>☎ 026-222-5301 | 月～金　8：30～11：30<br>13：00～16：30<br>土　8：30～11：30<br>※ 日曜・祝祭日はお休みです | 10kgごと170円 |
| | 不燃ごみ | 須坂市清掃センター<br>須坂市大字米子1218番地４<br>☎ 026-246-9000 | 月～金　8：40～16：30<br>※ 土曜・日曜・祝祭日はお休みです | 10kgごと150円<br>＋消費税相当額 |

● 問い合わせ先　生活環境課（026）248－9019　須坂市清掃センター（026）246－9000

**2025年度版は2025年６月に配布します。**

再生紙を使用しています。